

午前九時〇〇分開議

○議長（谷重幸君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

報告します。本日までに受理した要望書などは、お手元に配付しました文書表のとおりです。

次に、監査委員から例月出納検査及び令和3年度第2回随時監査結果について文書報告を受けています。お手元に配付のとおりです。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問の順序は、お手元に配付のとおりです。

4番、北村議員の質問を許します。4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 議長のお許しを得ましたので、令和4年第1回定例会の一般質問をします。

日本全体に言えることではありますが、過疎、人口減少、少子高齢化という言葉の意味合いは、同じように聞こえますが微妙に違います。もちろん言葉を一つ一つかいつまむと全く違います。今、町が取り組まなければならない大切なことで、また、一番難しい事案だと思います。釈迦に説法だと思いますが、過疎、人口減少、少子高齢化の概要についてお話しさせていただきます。

まず、過疎とは、人口が急激かつ大幅に減少したため、地域社会の機能が低下し、住民が一定の生活水準を維持することが困難になった状態を言いますよね。単に人口密度が極端に少ない状態を言う場合もありますが、ここでは違うと考えます。

そして、人口減少は、社会において出生数よりも死亡数のほうが多く、継続して人口が減少していくさまです。当町でも、もちろんその傾向プラス若い方が都会に出て行くといった感じではないでしょうか。

最後に、少子高齢化とは、地域において少子化と高齢化が同時に進行すること。出生率の低下と平均寿命の増大が同時に進行することにより、若者の数と人口に占める比率がともに低下し、高齢者の数と人口に占める割合がともに上昇していくことであります。

このように、この3つの微妙に違うことが分かると思います。

当町においては、過疎、人口減少、少子高齢化が同時に発生しており、将来の先行き不安となっております。改めて言うのも何ですが、人口減少が止まらない、これは美浜町だけの問題ではないのは承知の上ではありますが、だからといって見て見ぬふりや聞こえないふりをして見過ごすわけにはいきません。

ここからは、少し前回の定例会の話を引用します。

この背景にあるそもそもの国の人口減少対策、高齢化社会においては、25年近く前から国でも議論になっていたことも事実であります。しかしながら、一向に解決していない

のも現状でございます。国には人口を増やしてもらうのが本筋で、地方ではその人口減少を食い止める対策が必要だと、今も私は思っております。

美浜町に毎年のように生まれてくる子どもたちが20人や30人では、この先も不安で仕方ありません。現状における美浜町の人口は急降下でございます。子どもの減り方も日高郡ではトップクラスだと思います。将来の子どもや孫たちがこの美浜町で果たして生きていけるんだろうかと思うところではあります。

現状に満足するのか、食い止めることを必死にするのか、社会的増を目指すのか、自然的増を目指すのかは、民間の方に委ねるか、それぞれの町にお願いするしかありませんが、とにかくもう少し、地方自治ベースで人口減少を食い止める必要があると私は考えています。

前回の定例会より、もう少し内容を絞ってお聞きしたいと思えます。

1つ目、美浜町の人口減少は止まらないようですが、政策として具体的に何か見つけましたか。

2つ目、人口減少の食い止め方法で、町長が思われている以外で、何か職員さんからの案は出ていますかという質問を前回させてもらいましたが、その後の聞き取りを庁舎内でされたみたいですが、どんなお話が出てきましたか。施政方針でお話しされた以外で、具体的に例を幾つかお願いします。

3つ目、空き家対策も、やはり今後もう一つ踏み込んで考えていかなければならない。人口増にもつながっていくと思うのですが、いかがでしょうか。

4つ目、過疎になっていくほど空き家になり、人が住まなくなるとして廃屋になっていくのだと思いますが、町ができる範囲でやれるところというのは、どこまでですか。

以上4点、お願いいたします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） おはようございます。

本日、マスクをしたまま答弁させていただきます。ご理解をお願いいたします。

北村議員の当町の人口減少対策について、1点目、美浜町の人口減少は止まらないようですが、政策として具体的に何か見つけましたかにお答えいたします。

人口対策については、なかなか難しい問題ですが、人口減少のスピードをいかに緩やかにしていくかが課題であります。基本的には、第2次美浜創生総合戦略の5つの基本戦略に取り組み、自然動態、社会動態の減少に歯止めをかけるために、それぞれの課で取り組んでいます。

具体的にこれをやれば大丈夫という取組は見つかってはございませんが、今年度の予算で、移住相談会、県内外のPR活動のために地域おこし協力隊1名分の予算を計上。移住・定住策として、県外から居住を目的に購入した空き家を改修した場合に、県からの補助金以外に、町から上限40万円を補助する費用5件分と、耐震基準を満たさない住宅の解体に要する費用を補助する古家解体支援事業を前年度より増額し、現地建て替えの促進

に取り組み、子育て支援策として、出産後の健診費用を助成する産婦健康診査などを行ってまいります。

2点目、人口減少の食い止め方法で、町長が思われる以外で何か職員さんから案は出ていますかという質問を前回させてもらいましたが、その後の聞き取りを庁舎内でされたみたいですが、どんなお話が出てきましたか。施政方針でお話しされた以外で具体的に例を幾つかお願いしますとお答えいたします。

職員からの案については、子育て世代向けの施策がほとんどでありました。内容としましては、緊急時でもすぐに対応が可能な未就学児を預かる場所の創設、小学校にALTを配置して英語教育に特化する。塾へ通わせる費用の助成、若い世代への住宅取得支援、賃貸住宅の家賃補助、移住に係るリフォーム補助などの町独自の補助金の創設、町有地を活用した企業誘致、美浜町のPRをするため、動画を作成して大都市圏などへ発信するなどございます。

職員からの案を生かしながら、今後の施策につなげられるものから順番に、関係課とも協議しながら進めてまいります。

3点目、空き家対策も、やはり今後もう一つ踏み込んで考えていかないとならないと思います。今、町ができることをもう一度確認のためにも教えてください。人口増にもつながっていくと思うのですが、いかがでしょうかにお答えいたします。

県のわかやま空き家バンクに参加し、町内に存在する空き家所有者に有効利用を促すとともに、県外からの移住者の呼び込みを図っています。また、耐震基準を満たさない住宅の解体に要する費用を古家解体支援事業で補助しています。今年度予算で、県外から居住を目的に購入した空き家を改修した場合に、県からの補助金以外に町から上限40万円を補助する費用、5件分を計上しています。これにより、町独自の補助金を出すことにより、移住者を呼び込めればと考えてございます。

また、古家解体支援事業を前年度より増額し、現地建て替えの促進と、空き家対策に取り組んでまいります。

申請額に対して、交付率を算出して公平に交付するため、解体費用1㎡当たり5千円が令和3年度では2千円ぐらいとなる見込みで、今年度予算から1㎡当たり5千円をキープし、上限750千円とするもので、危険な空き家をなくし、現地建て替えの促進を図ってまいります。

4点目、過疎になっていくほど空き家になり、人が住まなくなると廃屋になっていくのだと思いますが、町ができる範囲でやれるところまでというのはどこまでですかにお答えいたします。

町の空き家等の対策といたしましては、まず、古家解体支援事業及び耐震改修補助事業により、所有者による自発的な古家の現地建て替えを促進しております。令和4年度は、古家解体支援事業の予算も増額する予定となっております。

また、倒壊の危険があるなど周辺に影響のある空き家等については、全員協議会や区長

会にて担当課よりご説明させていただいているとおり、所有者に現況の写真と文書等を送付し、何かあった場合は損害賠償を負うことがありますので、早急に対策を講じてもらえるようお願いしています。

その後、対応がない場合については、美浜町空家等対策計画及び空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空き家等の状況に応じて、特定空き家等の指定を実施するとともに、助言、指導を行っております。

今年度中にはもう一步踏み込み、勧告を実施する予定となっております。勧告の後には、命令、行政代執行といった措置もごございます。今後は、空き家対策により一層力を入れて取り組んでまいります。

○議長（谷重幸君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） それでは、再質問させていただきたいと思います。

具体的な案はないということですが、これで大丈夫というのは、なかなか、もちろんそんなあればもう全国やっていると思うので、町長自身が持たれている案はないですかという意味にご理解ください。

失敗するかも分からないじゃないですか。今までも成功している例があんまり少ないんでね。でもやってみないことには前に進まない。今回のように、いろいろ試行錯誤をなされて提案されて施策としてやられているという部分はあるんですけども、いろいろやった中で一番いい方法を見つけ出すというような感じで今進められているのかなとも思います。

今年度予算でもいろんな施策をしていくのも理解しています。

例えば、この前の新聞にも、もうどこかいうんじゃないかとなくて新聞にも書いていましたけれども、美浜町に六本木ヒルズみたいな超高層ビルを建てたらどうやというお話もありました。私もええ考えだと思います。極端ではありますが、考え方としては、それぐらいど派手にやったらどうやということには、私も賛同します。

そしてまた、簡単な方法で言いますと、例えば芸能人であったり、それこそ今であればユーチューバーであったりということに宣伝してもらおう。今の世の中、うそやろうと、世界情勢はまた別にしても、それでもうそやろと思うことがありますが、このメディアに対する、うそやろうというようにいろんな要件もたくさんあるんですけども、そういうのも一度試してみるということが必要じゃないかと。

例えば移住相談会とか、県内外へのアピール活動とか書かれていましたけれども、活動を行う手段も考えていく中で、私は、実は人を呼び込む前のもう一個下準備も絶対に必要なんじゃないかなと思うところがあります。

今回の人口減少対策の中身もすばらしいですよ。町長以下職員の皆様が一生懸命やられたことですから、すばらしいと思います。しかしながら、やっぱりもう正直弱いかかと。弱いというのは中身が弱いんじゃないかと、これだけのことを実はやっていますよと、全国の皆さんこっち向いてくださいと、これ見てくださいという、もうかみ砕いた言葉で言う

たらお金の使い方、マーケティングの仕方なんですよ。

要は、美浜町側は人がこだけ来てほしいと。こんなにいいところだよ、土地も安いよ、いい場所だよというやり方ですよ。そのためにはどうするか、どう宣伝するかという事業戦略前のマーケティングが大事やと思うんですよ。美浜町の中身を見てもらう前に、中身を見てもらう外側の戦略をまず考えてはどうかということだと思います。

例えば、どういう意味やというたら、例えば福袋。お正月とかに福袋ってあるじゃないですか。福袋の中身って大体一緒なんですけれども、福袋という言葉に何か引かれる。どんなとこやろうと引かれる。中身は大体、内容って一緒のことが多いんですけども、福袋という言葉に引かれると。ならその福袋は、今回宣伝してもらおう、今私が言うている宣伝するための手段として、どんな見せ方をするかという入り口だと私は思うんです。

だから美浜町はこんなことあるよ、ここを見てくださいよというたときに、見たときに見るまでの例えばネットというたらアクセスするまでの手段の外身をもうちよっと固めたらどうですかというお話でございます。それをすることによって、その後、中身を見たことによって、宣伝をしたとおりのまちやったなとか、ええとこやなとか、皆も来いよという評判が評判を呼んで、価値の創出が生まれると思うんです。

だから後づけでいいんですよ。うちのまちはこんなので、こんなのでよと言う前に、ここ見てよという派手な手段というか、派手なアピールというか、そういうのもやってみるのも一つかなと思います。

例えば、具体的な例を挙げますと、そういうのをやるのは難しいという、美浜町はそんな派手な宣伝をするのは難しいということになってきますと、例えばいい例にですね。ふるさと納税の返礼品ってあるじゃないですか。あれを引き受けてくれる幾つかのECサイトってありますよね、ふるさとチョイスとかふるぽとか、あの辺のああいうところが、やっぱりマーケティングのプロなんでしょうね、全国的にも、全国展開しているということは。だから、大きいから当たり前じゃなくて、あれはもちろん大きくしたんでね。ふるさと納税の返礼品はどうですかということで売り込みをしたんで、ああいう大きくなったんで、あそこでやっているから、例えば美浜町で言うたら6億50,000千だの10億のふるさと納税やれというたら、もちろん職員さんのおかげではありますけれども、売ってくれるというのは、あくまでもそういうECサイトなんですよ。

だから、人を呼び込むときも、そういうECサイトというのはたくさんあるんですよ。

実は空き家でも言わせてもらいますけれども、そういう会社にブランディングしてもらって、的確に美浜町の宣伝をしてもらおう。こういう考えでお金の使い方、だから外周りを固めるお金の使い方をしてほしいということでございます。もし分からなかったらまた言うてください。これが1個目。1番の質問ですね、町長の具体的な考えということで、私の具体的な考えは、宣伝の仕方に問題あるんじゃないかということでございます。見せ方の問題だと私は思います。

そして2つ目、2つ目はですね、職員さんにどんな案がありましたかということで、前

回私もどんなんがありましたかということをお聞きして、ちょっと突拍子もないことを言う子いてないかいと、簡単に言えばね。普通の考え方より、ええか悪いかは別ですよ、そういう考え方の子がいてないか。とにかくもう真っ当にいても人口増えないわけですよ。それは犯罪とかそういう意味じゃないですよ。真っ当にいても、普通に考えても人口が増えないわけですよ。そしたら、こんなことやったら人口増えるんちゃうかなという突拍子もない考えの方がおられませんかという質問でした。

正直、やっぱり当たり前ですけれども普通の考え方やったなど。いやそれは当然です。子どもをこうしたらええ、年配の方をこうしたらええという話でございました。

2つ目のお話なんですけれども、私の一つの案でございます。おい、何言うてんのなど言われるかも分かりませんが、まず聞いてください。

1個目は、今よく言われている過疎債ですよ。過疎債の対策の使い方、持続継続的な使い方をして、簡単に言うたら過疎債をうまく利用して人口増につなげる。医療にしたって、コミュニティバスにしたって、いろいろ福祉の問題にしたって、そういう使い方をして、人口が減っていくことをストップするという考え方もできます。これは普通のこれからの美浜町に対しての流れが一つだと思います。

そしてもう一つなんですけれども、聞いてください。

私もそうやったんですけれども、例えば、美浜町ってスポーツが盛んですよ。盛んなほうだと思います。美浜町って野球王国なところがあって、こんな私でさえ野球やりましたけれども、日高郡、御坊市を見渡しても、全国レベルの野球人がいっぱいいますよね。野球のうまい子が人口比率にしたら多分トップクラスじゃないですか、全国でね。和歌山県全体にしてみたら、すごいプロ野球の選手もいっぱいおったり、スポーツのすごい子がいっぱいおったり、ごろごろいていると思うんですけど。

先に結論から言いますと、ちょっとクラブチームでもつくったらどうかと。何など、クラブチームらつくってもじゃなくて、例えばこの前ニュースを見ていますと、みなべ町でサッカーチームができた。それもクラブチームなんですよ。そのクラブチームというのは、梅農家さんとか農業をされながら、昼は収入ないので農業で働いている。農家さんのところでお世話になっているというやり方なんですよ。将来、農家さんに行くか、もうそのまま農家さんに就職するかも分からんし、サッカーで名前売れて、みなべをサッカーで名前を売るといような方法で、どんどん若い子を移住させてきているわけですよ。

だから、美浜町で言うたら間違いなく野球かなと、私は。もちろんすごい体操だったり、スケボーだったり、すごい選手もいっぱいいますが、スポーツの町にはぴったりの立地条件ではないでしょうか。

こういうのを呼び込んで移住していただくとか、農家さんも活気づくんじゃないかと。来ていただいて働いてもらったら。そういう考え方、突拍子もないかも分からないですけども、じゃないかも分からないですけども、こういう考え方もいいんじゃないでしょうか。

そして3つ目、空き家対策ですね。

これは、私もいろいろ勉強をさせていただきながら、まだまだ全然未熟ですが、こういうのを見つけました。今の時代は、無料で、もしくは安価で手放す空き家がたくさん出てきているということを聞いたことがあります。

ちょっと古いですが、2018年10月1日に行われた国勢調査では、1世帯当たりの住宅数は1.15戸。既に1世帯で1戸以上の家を所有している結果が出ています。地方では既に多くの空き家があり、無料でもいいから引き取ってほしいと考えている方もおられるそうです。

なぜ無料の空き家が存在するかといいますと、その家の方が亡くなり、誰も住まなくなってしまうたら、途端に相続税が発生しますよね。昔は役所のほうでも相続税の物納として、家と土地で納めることができたらしいんですけども、地方自治体の財政難とか過疎化、高齢化などによって、数年前から家や土地の物納がなくなったと聞きます。

売りに出したとしても売れないにもかかわらず、かかってくる相続税は、固定資産税とか家具処分の費用、取壊し代、更地代とか、少なく見積もっても10,000千近くはかかると思いますということです。その結果、無料でもいいから引き取ってくれるという人を探すということになってきているみたいです。

これはあくまでも一例ですけれども、こんな事情で、地方では空き家を無料で譲渡したい人が存在するらしいということです。

都道府県で見ると、ちょっと2018年で古いんですけども、空き家率が高いのは21.3%の山梨で、もう続いて次和歌山なんですって。20.3%。19.5%長野県というふうに、もう空き家の増加に歯止めが利かないという現状でございます。

では、なぜ空き家が増加するのでしょうか。

これは、空き家を壊せない税金の仕組みに、先ほど言いましたけれども、あると考えております、私は。更地にして売り出せば買手もつきそうですし、空き家ではなく空き地なので問題も少なそうに思いますと。税金の仕組みによって空き家を取り壊すことを損と考えた人たちが、空き家を放置する結果となってしまうということです。

ここからが町もやってみたらどうかと思うことなんですけれども、先ほどもちょっと空き家対策でマーケティングしてとか、ブランディングしてとかいうお話、売り出す、貸し出すというお話をさせていただこうと思っていたんですけども、仕組みづくりをつくり上げていってほしいなと思っております。

今回、例えば町長もおっしゃっていましたが、地域おこし協力隊というのを一人入れるというのもありましたけれども、可能かどうか僕もちょっと分からんとかなんですけども、その方に活躍してもらうために、やはり今回で言えば不動産にたけている人なんかいいかなとは思いますが、元不動産関係者とかね、適任だと思いますよ。

ただただ入ってもらうよりかは、そういうことにたけて一緒にやっていける。もっと言うたら、宅建でも持っていたらそれはありがたいことなんですけれども。もうそうな

ってきますと、報酬も高いんじゃないかなと思うところもあるんですけども、町には絶対プラスになっていくと。

あちこちから募集された地域おこし協力隊の方も、別に悪いことはないんですけども、何かに特化して、そういう不動産に特化して入ってきてくれているほうが、私は、スキルのある方、やる気のある方もそうですけれども、いいと思うんですね。

無償提供の空き家とか、地域おこし協力隊のメンバーと一緒に、一度そういう空き家を買ってみて、町がやってみて一回どんな形になるのか、メリット、デメリットどんなにあるか一回試していただきたいと、そういうふうには私は提案します。それが空き家です。

そして最後に廃屋についてですが、廃屋の問題については、全国的にも、また美浜町においても大きな問題であると思います。特に議会と区長会との懇談会では、毎年区長の皆さんからは、どうなるのかなあというふうな要望をよくお聞きしていただいております。

町からは、空き家対策の計画の空家法によって、今年度は勧告するまでの予定となっておりますが、所有者のほう解体しなかった場合は、次の命令や行政代執行までやる意気込みはありますか。

隣の家が廃屋でどうにもできない方、またいつ倒壊するかも分からないところを通行している方、例えば通学路とか生活道路とか、そういったところも考えていかなければならないと思います。そしてまた住民の方からもそういうお話をお聞きします。ぜひ、町長の見解をお願いしたいと思います。

廃屋の解体のほうは、所有者の方がすべきものというのは、これはもう分かっているとお話をしていきます。このことは私も重々理解しております。もしかしたら解体費用を支払ってもらえず、町が負担しなければならない可能性だってあります。しかし、これは大きな問題でございます。命に関わるかもしれません。ぜひこの辺お答えいただきたい。

この4点ちょっと長くなりましたけれども、よろしく申し上げます。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 北村議員の再質問にお答えいたします。

いろいろとご提言いただきありがとうございます。

4つぐらい再質問いただいておりますけれども、最初の3つを総合的に私として答弁させていただきますと、やはり4月から機構改革により、防災まちづくりみらい課というふうに課が動いていきます。やはり未来へつなぐ町づくりを4月から始める、そういうことで、担当課の職員ともいろいろと意見を出し合いながら、前へ進めていきたいと考えてございますので、見守っていただければと考えてございます。

もちろん、空き家、古家耐震、古家解体、同じ課で進めていくことが一番よいことと考えて一緒にもしてございます。まだこれから始まるばかりでございますけれども、見守っていただけたらなと思います。

北村議員おっしゃるような思いは、私も持っています。ただ、本当に大きい夢をなかなか語れない。皆さんのお金を預かっている以上、やはり現実というふうになってきますけ

れども、今回も財調が、私の就任したときよりも倍に増えておりますので、何とか始まっていけるのではないかと、これからやっていけるのではないかという自信もついてきました。なので、見守っていただけたらというふうに思います。

4つ目の古家解体の、大きな問題なんで意気込みがあるんかということなんですけれども、物件により様々な事情もあると思います。例えば、その土地が抵当権に入っているというような物件もあるかもしれません。我々法律的にも素人ですので、やっぱり顧問弁護士等にご指導いただきながら、前へ進めて取り組んでいきたいなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 私も長かったんで、むちゃは言いません。

1つ目の質問で、もうちょっと外側を固めたらどうですか。大きなところで一回やってみたらどうですか。人に伝え方、美浜町へ来てくださいという伝え方を変えてみてはどうですかという質問をまずお答えいただきたいと思います。

2つ目、地域おこし協力隊を不動産関係の子を入れてみてはいかがですか。そして一度やってみて、メリット、デメリットをみてみませんか。一緒に見てみませんか、やってみませんか。やってみないことには、何も起こりませんと思います。それはいかがですか。

そして3つ目。もっと派手な、派手なっておかしいな、もっと特殊な、いやもうもちろん子どものことも大事、高齢者の方も大事というのはもう大前提に置いて、もっと違った見方でまちを盛り上げる手段。だから、さっき私が言ったように、職員で変わったことを言う子はいてませんかとか。

僕ね思うんですよ。物すごい町のスペシャリストの方たちが、皆さんガ一とやっているのに、変な発想される方って、絶対世の中にいっぱいいてると思うんですよ。変な発想というのは、いい意味で「こんなことやったらどうですか」「そんなもん無理やろう」と。美浜町に六本木ヒルズみたいな超高層ビルを建てよらよというような町の人がいてませんか。極端な話ですよ、これはね。そういう方がいてませんかというお話でございました。また過疎債のお話はどなたかされると思うんですけども、そういう突拍子もない方がおられたら、またうれしいかなと。

それともう一つ、こういうクラブチームの話も、別に全然、おいおいという話でもないとは思いますが。それで人を集めて、今ちょっと人手が少ない農家さんに何とかしてもらおうという、一緒になって働いて頑張っていってもらおうというのも一つじゃないでしょうかねと思うことです。それはどうでしょうかということです。

それと、最後のこの空き家問題、それはいろいろあります。いろいろありますけれども、町長、例えば、よく町長がお話で使われる施政方針も所信表明でも使っているかも分からないですけども、住民さんの安心・安全からの観点からもどうのこうのとか、例えば災害で1人の犠牲者も出さない観点から見てもどうのこうのとか。普通に町道の管理からも

ですよ。町長がいつもおっしゃられているようなことやと思いますよ。

所有権もありますけれども、これ、もしかしたら人の命がかかってくるかも分からないんですよ。もしくは物すごい大けがする可能性だってあるんですよ。そして隣のご近所さんは物すごく迷惑されているような状態で、ストレスもたまっているかも分からん状態で、それがあることによってね。その人が悪いとかそんなんじゃないで。

だからもう、それは全国的に行政代執行らしているところはそんなにないかも分かりませんけれども、もうバンバンそういうところはやっていけるような美浜町であってほしいんですが、その辺ちょっとしっかり見直していただいて、最終的に行政代執行まで行くのがええんじゃないで、行けるぐらいのお気持ちでやっていただきたいんです。

この4点、もう一回お願いします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） ありがとうございます。再々質問にお答えいたします。

PRの仕方についてでございますが、昨年、今年度と、コロナ禍の中なかなか外への、私がどこかへ出て行ってPRもなかなかできなかった。そういうことも含めて、やはり新しいまちづくりみらい課の担当課とも一生懸命話ししながら、北村議員がご提言いただいたこともありますけれども、やっぱりじっくりこの町のために何がいいのかということを考えていながら、進めていきたいなと考えてございます。

地域おこし協力隊については、それは本当に不動産関係の人が来てくれればありがたいお話です。なかなかやはりそういう方が応募してくれないというのも、悲しいところではございますけれども、他県から入ってこられた方が、やはりその空き家の移住の関係で、私もここへ来てこんなによかったんだというようなお話をしてくれたら、何か安心するそうなんですよ、ほかの方がその話を聞くと。

だからということで、そういう方も、免許を持っていなくて不動産関係じゃなくても、またそういうところで進めていけたらなというふうに考えてございます。

もっと派手な違った形で、町取り組めよというご提言でございますが、職員も、やはり財政を鑑みながらご意見ももらったということでございます。突拍子もないことを考えたらどうなということでございますが、やっぱり地に足つけて職員と共にやっていきたいなというふうには考えてございます。

空き家についても、安心・安全なということで、もちろん私ももうずっとそういうふうには考えてございます。ただ本当に、法律的にもどういうふうにやっていったらいいのかということも、これから前へ進めるために担当課と相談しながら、踏み込んで、またこの議会が終わって来週、現場も私、確認に行つてまいります。

だから、どんどん前へは進めていきたいとは考えてございますが、なかなかその代執行までということになりましたら、まだどこまでいけるのかという、自分でもまだやるぞという、そこまではまだ思つてはありません。

ただ、皆さんに安心してもらえるようには取り組んでいきたいなというふうには、今の

担当課ともいろいろ話はしてございます。この土地だったらどうするんとか、そういう話もしながら、皆さんに安心・安全に暮らしていただくために、前へ進めていきたいなというふうには考えてございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 1つ目のマーケティングの話なんですけれども、もしどなたか詳しい方おられたら、一回、今ちょっと僕と町長の話がかみ合っていないような気がします。

それと、地に足つけるって、そりゃそうですよ。地に足つけて、そんなむちゃは、もう突拍子もないというのは、もう僕みたいにちゃらちゃらせえと言っているんちゃうんですよ、ほんまに。地に足つけながらでも変わったことでやれる方法があると思うんですよ。そういうことをよろしく願いますということなんで。すみません、4回も。終わらせていただきます。

○議長（谷重幸君） しばらく休憩します。

再開は9時55分です。

午前九時四十四分休憩

———・———
午前九時五十五分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

9番、繁田議員の質問を許します。9番、繁田議員。

○9番（繁田拓治君） 議長のお許しを得ましたので、始めさせていただきます。

最初に1点目、職員の雇用について、人口対策にも影響してくると思われるので、お伺いします。

1つ目、役場職員の正規職員と非正規職員の割合は。2つ目、ひまわりこども園の保育士の割合は。3つ目、30年勤めて退職した場合、退職金も含め、正規職員と非正規職員の差はどれぐらいの差が出るのか。年金についても教えてください。

以上、お願いします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 繁田議員の1項目、職員の雇用についての1点目、役場職員の正規職員と非正規職員の割合についてお答えいたします。

現在、正職員は73名、会計年度任用職員のフルタイム勤務は13名、パートタイム勤務は2名で計88名勤務しており、その割合は正職員83%、フルタイム勤務とパートタイム勤務を合わせた会計年度任用職員17%となっております。

2点目、ひまわりこども園の保育士の割合はについてお答えいたします。

ひまわりこども園の正職員は16名、会計年度任用職員のフルタイム勤務は14名、パートタイム勤務は2名で計32名勤務しており、職種別では、正職員については保育士15名、事務職1名、会計年度任用職員については保育補助を含む保育士11名、栄養士

1名、看護師1名、調理員3名となっております。ひまわりこども園の保育士の割合は、正職員58%、会計年度任用職員42%となります。

3点目、30年勤め退職した場合、退職金を含めどれぐらいの差が出るのか。年金についてはどうかについてお答えいたします。

退職金や年金は、個々のケースにより金額が変わりますので、ここでは仮に正職員、会計年度任用職員ともに同じタイミングで採用され、30年間勤め、正職員の場合は定年退職、会計年度任用職員の場合は任期満了と設定し試算した結果、退職金については正職員約15,000千円、会計年度任用職員約7,300千円になり、その差は約7,700千円となります。

また、年金については、年額で正職員約1,280千円、会計年度任用職員、約1,030千円になり、その差は約250千円となります。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、繁田議員。

○9番（繁田拓治君） 再質問させていただきます。

コロナ禍で働き方も変わってきていますし、デジタル化が進んできています。以前に、専門職員の雇用を増やしてはと提案したことがあります。今回は正規職員と非正規職員について質問したいと思います。

今、回答にありますと、役場内での職員数は88名と、それから、そのうち正規職員は73名で、非正規、会計年度ですが15名、この15名のうちパートが2人ということがあります。そして、ひまわりこども園についてですが、保育士は26名で、うち正規職員が15名、非正規が11名ということでもあります。

割合からいいますと、この庁舎内では職員は会計年度は17%でありますけれども、ひまわりこども園では非正規が42%もあると。そして、正式採用者とほとんど同じ仕事をしていると思われれます。半数近くの保育士の方が非正規雇用者、会計年度職員というのはいかななものかと考えます。こういったような状態をどのように捉えていますか。これ、1つ目。

2つ目は、会計年度任用職員制度に制度が変わっていますが、臨時職員、非正規雇用者の方の力を借りて、ほとんどひまわりではやっているようなものであると思われれます。そして、昔からよく言われますが、三つ子の魂百までとか3歳児教育の重要性とか、そんなまあい로운な分野で、幼児教育の重要性というものも指摘されております。

そして、働き方改革で同一労働同一賃金が言われていますが、同じような仕事をして同じように責任を持たされ、待遇、給料は随分違うし、そして補充をしても非正規職員、会計年度職員だとなかなか集まらないと。以前に、退職された方に聞いたことがあります。忙しいときでも用事をなかなか頼みにくいと、気を遣うと、そういうことも言っておられました。こういった現状について、どう考えますか。これ、2つ目。

それと、報酬についてであります。この回答によりますと、30年間働いたとして退

職金は約半分、正規と非正規職員でね。それから、年金についてですが、これはもっと差がつくのかなと思いましたが、正職員で年額1,280千円、会計年度職員で1,030千円と。もっとこれ差がつくのかなと思いましたが、制度が変わってきてどんどん待遇がよく改善されてきたんだと思います。

それで、以前に、例えば大学卒で10年間働くまたは20年間働いたとして、どれぐらいの年間差がつくんよというのを聞いたことがありますけれども、10年間同じように働いてきますと、10年目で1,000千円ぐらいの年間差がつくと、給料で。20年間やったら2,000千円の差がつくと、そういうことでした。

しかし、雇う側としては安くついていいと思いますけれども、働く側にとってはなかなか力が出せないのではないかと、落ち着いて働けないのではないかと。安心して働ける場所があるということは、この前に北村議員も言われておりますが、人口対策にも影響してくると思われませんが、この点についていかがですか。これ、3点目。

それから、あと、例えばひまわりこども園で保育士の非正規職員を正規職員に変えると、人件費の増額はどのぐらいにつか分かりますか、これは、総務課長のほうでよろしくお願いします。

以上、4点よろしくお願いします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 繁田議員の再質問にお答えいたします。

どのように捉えているのかということですが、職員定数条例というのもございます。現在、教育委員会事務局では、職員24名のところ23名、ひまわりこども園だけではございませんが、一応定数条例のところでは1名は空いているというふうになっております。ただ、技能労務職の計画により、調理員とか栄養士は正職を雇わないということになっております。昨年度、調理員が1人定年退職をいたしましたので、その分、保育士を1名、正職員として増として雇ってございます。

現状についてですが、会計年度任用職員の保育士に対して、この2月から処遇改善措置として3%上乗せを実施いたします。フルタイムで、一番多い方で月7,000円、少ない方で4,600円、パートタイムの方は月2,000円の増となります。責任という問題ですけれども、担任を持っていただいたら、担任手当として月10千円ということになっております。

現在、保育士を募集してもなかなか来られないというのも現実でございますが、その分、現在補助という形で会計年度任用職員も雇用してございますので、先生方もそういう補助の方が来てくれたらありがたいというふうに喜んでいただいております。今後も、定数条例がございまして、定数の範囲で正職員について雇用していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

令和3年度、短大卒で新規採用をした場合と仮定しまして、給料、ボーナスで年額で約260千円。給料、ボーナス、それと共済、退手を含んだ人件費の総額でいくと約380千円となります。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、繁田議員。

○9番（繁田拓治君） 380千円というのは1人ですね。それが、例えば11人あったら11倍ということですね。考えてみたら、そんなにさほど追加分が要っているとは思われません。

そしたら、今、働き方改革やとかコロナ対策等で介護従事者や保育士の雇用が言われておりますし、この働き方改革法案の中で、数年前から女性の管理職の割合を増やせやとか、働く環境を整えよとか、今まで行ってきた環境、考え方を変えていく必要があるのではないかなというように言われたりしております。

そこで、ひまわりこども園で正規職員の割合が約半数というのは、これはやっぱりいかなもんかと思いますが、これを少しずつでも変えていく必要が、採用していく必要があるのではないですか。この仕事の内容というのは、事務的な仕事ではなく相手は人間です。ここら辺も、どのように考えておりますか。1つ目。

それから、教育とか人づくりへの支出というのは、単なる支出ではなく投資であると思われるんです。学校教育とか人づくりへの支出は、単なる支出ではないと。そういう、学校教育、幼児教育に力を入れるということは、かなり時間がかかりますが費用対効果が高いんじゃないかと思われまして。この費用対効果から見ますと、幼児とか保育、教育から力を入れるということは、単なる支出ではなく効率のよい投資であるとそのように思いますし、国のほうでもそういった議論がなされておりますが、ここら辺についてもいかがですか。2つ目。

それと、かつてイギリスのトニー・ブレア首相という方がおられまして、その方がこういうことを言っているんですが、「7歳の子どもの読書力で、20年後のイギリスの成長力、国力が決まる」と、こういうふうなことを言われたそうではありますが、こういったことについても、感想とか思いがあればお聞かせいただきたいと思います。

我が町でも、日本全体ですが、少子化が進む中で、幼児教育の段階から人材投資をすると生産性も上がるんじゃないかと、こういうことを考えてこの質問をさせていただいておるんですが、町長だけでなく、あと教育畑で働いた教育長にも意見があったらお聞かせいただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 再々質問で、いろいろご提言いただいております。

本当に、人づくりというのは大事だというふうに私も考えます。ただ、今は定数の範囲で正職員については雇用していきたいという考えでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） 繁田議員の質問にお答えいたします。

学校にしても、このこども園にしてもそうなんですけれども、やはり非正規の職員の皆さん方の力に頼るところが多いというのが現実でございます。ただ、その中には町長がおっしゃいましたように定数の問題もあります。そして、特にこども園の現実を言いますと、例えば、いろいろ配慮が必要な子どもさんも入園してきてございます。例えば個別に対応が必要なケースもあります。そのときには、その子どもに対して1人をつけることもあるんですけれども、その人数につきましてはなかなか定数の中では調整できないというんですか、そういうケースもありますし、いろんなこともあってなかなか定数の中だけでは対応できないということもあるかというふうに思います。

ただ、保育内容の充実にはやっぱり保育される職員の皆さん方の経済面の安定等々も必要であるかと思えます。そのことにつきましては、これも既に答弁されていますけれども、処遇改善の中で会計年度任用職員につきましては一定の増額というんですか、それを配慮していただいているところです。

これにつきましては、金額的にいいますと会計年度任用職員、こども園、幼稚園、保育園に勤務する会計年度任用職員については加味しないというところも多いです。それを、本町では一定の上増しをしていただいているところです。これによりまして、なかなか募集しても集まらないという現状があるんですけれども、一つ美浜町のほうが少しでも待遇がいいという中で、もう少し、まだ若干の会計年度任用職員の募集枠というのがあるんですけれども、来ていただいたらありがたいなというふうに考えているところです。

それと、最後になります。読書量という話もいただきました。これにつきましては、予算のところになるんですけれども、今年度も小学校につきましては、図書予算の増額を予定、お願いしているところでございます。国の施策にもなっていますけれども、この読書離れというのは非常に大きな課題になっております。私も、そういうふう感じております。この読書、いわゆる学校図書館の充実につきましては、今後も取り組んでまいりたいという所存でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（谷重幸君） 9番、繁田議員。

○9番（繁田拓治君） 今、保育園の話をしましたけれども、相手は子どもなんです。子どもは宝だと、町の宝でもあるし国の宝でもあると思いますので、ひとつ前向きに検討願いたいと思います。

それでは、2点目について質問します。

個人情報の開示について。

個人情報保護法という法律があり、これを意識するあまり住民の要望に応えかねている部分もあると思われます。住民側の苦情も耳にします。そういったことで、質問をします。

1つ目、情報開示請求について。

2つ目、住民の要望にどう応えていくか。

以上、お尋ねします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 繁田議員の2項目、個人情報の開示についての1点目、情報開示請求についてにお答えいたします。

個人情報とは、美浜町個人情報保護条例第2条に「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの若しくは個人識別符号が含まれるもの」と規定してございます。

個人情報の開示につきましては、美浜町個人情報保護条例第14条、第15条及び同条例施行規則第3条の規定により開示請求を行い、美浜町個人情報保護条例第20条の規定により、当町は開示の可否を15日以内にしなければならないとなっております。

なお、当町への個人情報の開示請求につきましては、過去5年間請求はございません。

2点目、住民の要望にどう応えていくのかにお答えいたします。

個人情報につきましては、美浜町個人情報保護条例に基づきまして開示できる情報は開示いたします。ただし、同条例に基づかずに開示している情報もございます。一例といたしまして、住民さんからある土地の所有者を教えてくださいと要望がございましたら、税務課で所有者をお教えすることは可能でございます。これは、法務局で請求すれば誰でも取得できる情報でありますので、当町も開示してございます。

このように、条例に基づく場合と基づかない場合もございますので、ご不明な点がございましたら総務政策課にご相談いただければと思います。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、繁田議員。

○9番（繁田拓治君） 開示請求は、過去5年間なかったということであります。

この個人情報の法的根拠とか、そんなものについて議論しますと難しくて長くなりますので、日常生活の中での問題点について申しますと、住民の声も聞きながら申しますと、具体的に、個人情報保護法というのはその名のとおり個人情報を保護するための法律でありますし、氏名とか性別とか年齢とか住所のように、個人を識別することができる様々な情報のことでもありますし、その中にはクレジットカード番号のように他人に知られると悪用されかねないものであるとか、病歴やとか前科とかそういったものの有無といったものも含まれますし、いずれにせよこれらの情報が流出して問題となることを防ぐために、2005年に制定されたということ、大ざっぱなことではありますが、ここで気をつけたいのは、個人情報の利用を禁じたものではなく、活用することを前提にその不適切な利用を防ごうとするものであると思われま。

今回の、後の明日、あさってからの議案にもありますけれども、事務組合でもこの保護法についての改定もありましたけれども、条例についてもありましたけれども、この個人

情報の保護に関する捉え方についてであります。今いただいた回答でも例を挙げてくれておりますが、ボランティア活動で草刈り作業をしていると、それで草を刈りたいんやけれども、誰の持ち物か分からない場合、了解を得んといかんということで尋ねたが、教えてもらえなかったという情報も聞いておりましたので、そういったことについて、役場では今の答弁ですと税務課で教えてくれると。こういったことは、これは言い換えれば個人情報というよりも地番の情報じゃないかと思われま。

これについてはよく分かりましたけれども、教えてくれなかったという人もあるのですが、聞く人によって、また聞きに行った課によってそのようなことになったんじゃないかと思われま。そこら辺の役場内での対応も、徹底をお願いしたいと思います。

私も、以前、似たような要望を受けて聞きに行ったことがあるんですが、これについてはもう役場のほうで対応しますということで、教えていただけなかったこともありましたけれども、そういったことを、住民からすると、個人情報のこの保護法に触れるおそれがあり、それを盾に住民への開示というのを怠っているのではないかというふうな意見とか、また役場というのはサービス産業ではないかといったようなことも耳にしますし、役場ではもしものことに備えて、そういったややこしいというのか、ことには触れないようにしているのではないかというようなことも言われる、耳にしたりすることもあるんですが、そこら辺については役場のほうでどのように考えておられますか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 繁田議員の再質問にお答えいたします。

役場が持っている情報全部を皆さんにお教えできる、できないというのはいろいろあります。だから、お教えできないところもあります。だから、先ほど答弁したように、ご不明な点があったら担当課へ問合せしていただくというのが一番いいかと思うんですけれども、一例言いますと、例えばお亡くなりになってその方のお葬式、時間を教えてよ、それは言えなくなっています。やっぱり、本人さんも新聞へ出す人と出さない人もおりますので、やはりそこはこちらが守るということもありますので、情報の中でいろんなパターンというのがありますので、そこら辺また担当課へ聞いていただいたらと思います。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、繁田議員。

○9番（繁田拓治君） そしたら、いろいろ住民の声ですけれども、これも聞きに行ったらノートを持ってきてぱっと記録してくれて、すぐ対応してくれて連絡をくれるという方もおられるし、人によってはまた何ぞ言いに来たなというような、うるさそうな顔をされたりするというのも耳にするわけなんです。まあ、それ人の人間の付き合いのことですから、いろいろあろうと思います。

それで、この法務局ですけれども、同じことを法務局に聞きに行ったらいいんですけれども、わざわざ御坊まで行かんなんし、お金もかかると。そういうことで今、この回答にあったんですが、法務局に行けば教えてくれるようなことについては役場でも開示すると

いうのか、教えてくれるということになりますか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 法務局では、登記簿謄本等開示、もちろん料金は必要になると思いますが、開示しております。その分、私どもの土地台帳、それがお教えできる部分でありますので。ただ、土地台帳については法務局から少し時間がずれますので、それが合っているのかどうかというのは、ちょっとまた時間差がありますのでそこら辺もありますので、そのときはまた職員が聞きに来られた方にそういうお話もさせていただくと思っております。

もちろん住民さんが職員にいろいろお話しいただいたり、来庁いただいてお話聞く場合、きちんと対応できるように、それはもう私も常々住民さんに喜んでもらえるようなというふうには言っておりますので、きっちり対応していくようこちらも指導していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） しばらく休憩します。再開は10時45分です。

午前十時三十一分休憩

—————・—————

午前十時四十五分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

7番、谷進介議員の質問を許します。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 発言の許可を得ましたので、通告に従って質問を行います。

1点目の質問は、当町が過疎地域に指定される予定とのことから、いろいろとお聞きをします。

今議会における町長の施政方針の分野別目標、発展を支える生活基盤が整ったまちのうち、4点目の住宅環境、定住・移住について触れている中で、当町が本年度中に過疎地域に指定される予定とあります。

今年は、美浜町が誕生して70年となります。昭和29年10月1日、三尾、和田、松原の3村が合併して人口8,667人で誕生した当町も、本年2月1日現在のそれは6,746人、約2,000人の減少となってしまいました。町が町たるゆえんには、いろいろとあるのですが、何といたってもまずは住民の方々の存在そのものであると思っております。

そこでお伺いしたいのは、過疎地域になったことに鑑み、町長としてどのように捉え、どのように考え、さらにはどのように対応していくのか答弁を求めます。

また、このことに関連し、過疎地域持続的発展計画、過疎対策事業債等についても、その目的や内容、さらには実態についても答弁を求めます。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員の1項目、過疎地域指定についての1点目、どのように

捉え、考え、その対応はにお答えいたします。

過疎地域に指定されたことは、それだけ美浜町の人口が近年減少してきているということを示しておりますので、厳しい現実として受け止めております。ただし、過疎地域の指定を受けたことにより、非過疎地域を目指す上で必要な事業に対し、過疎債の活用など財政上の特別措置を活用することができますので、そういった点ではプラスの面もあると考えております。

今後については、非過疎地域を目指す上で必要な事業をまとめた過疎地域持続的発展計画を策定し、一丸となって地域活性化に取り組んでいくつもりでございます。

2点目の過疎地域持続的発展計画とはにお答えいたします。

まず、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の前文にも記載されているように、「過疎地域の課題の解決に資する動きを加速させ、これらの地域の自立に向けて、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現する」ために、過疎地域持続的発展市町村計画を策定し、非過疎地域を目指していきます。

内容については、移住・定住、産業の振興など全12項目に対し、それぞれの現況と問題点、その対策について記載いたします。また、過疎対策の実効性を高めるために、新過疎法においては、市町村計画の記載事項として目標及び達成状況の評価が追加されています。

実態につきましては、過疎地域持続的発展市町村計画が財政上の特別措置の前提条件となっていることもあり、令和4年度での策定を目指し、防災企画課において策定準備を進めているところでございます。

3点目の過疎対策事業債とはにお答えいたします。

過疎対策事業債でございますが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法により過疎地域とされた市町村が、過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて行う事業の財源として、特別に発行が認められた地方債でございます。充当率は100%であり、その元利償還金の70%は普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなっております。

対象事業でございますが、計画に基づいた施設等のハード事業に加えて、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るためのソフト事業にも充当可能となっております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 7番。

まず、1点目、少し私の理解があれだったのか、質問の通告にも町長は過疎地域に指定される予定というふうに記述されているのではなかったのか。で、それで、今年度中、いつに指定されるのかというのを聞こうと思っていたんですが、答弁ではされたとなっておりますということは、もう指定されているわけですかというのが1点と、だからどうというこ

とではないんですが。

このうち、2点目の質問の中の過疎地域持続的発展計画、和歌山県のございますよね。当然それにはうちが入っていないと。この質問をするので、あといろいろ調べて、日高川町さん、由良町さんだったかな、有田川町さん、固有名詞を述べてもあれですけども、そういうところもすべからず令和4年より5年間という計画書をもう出されております。ごめんなさい、令和3年度から令和7年度で。そうすると、うちは1年、2年遅れるということになるんですか。

今年度中に事業計画を策定し云々ということがあれば、令和5年度からスタートできるのが関の山ではないのか。それが、県は令和3年から令和7年、ただうちは、もし僕の今の読みどおりだと令和5年から令和10年になるのかな。その辺、そごがあっても問題がないのかというのが、まず1点。

それと、なぜこの少し取り上げて、過疎というあまり響きはよくないというか、私の印象的には失礼ながらマイナスのようなイメージを持っているところがございます。でも、町長の答弁にもあるように、チャンスとは言えませんが、マイナスをチャンスにすると地方創生の中でも覚えた言葉でもありますし、いろんな財政措置がされているので、それを利用というか活用するとそういう観点もでございます。

いろいろ調べたところ、これすべからず議員立法なんですね。1970年、昭和55年から10年ごとで、これで5本目の法律だと思います。すべからず議員提案で、しかも衆参ともに全会一致の可決をされている案であります。ということは、町からの云々よりも、本来言う和我々のほうからもこの法律を基にいろんなことを勉強し、いろんな提案をすべきなのだというふうに、少し考えを変えた次第でありました。

そんな前置きは置いて、町長の過疎債のところソフト事業にもと、ソフト事業で最たるものは、私の頭に思い浮かぶのはこの規定の中に統合される小・中学校云々というのがありますよね。補助率も、2分の1から10分の5.5。もちろん、残りが全て過疎債の充当をされるのかどうか分かりません。

以前、小学校のこの問題を提起したところ、教育長のほうからですか、本当は補助率は2分の1だがその補助率の規定ではなかなか子どもたちのためにというような、そういう希望というか要望というか、そういうのと現状は違って、だからおおむね3分の1ぐらいの補助になってしまうというようなお話も聞いたことがございます。それに十分に活用できるんだなというところは町長と考えが一緒かどうか、当然、教育長にもお聞きしたいところではありますが、これは通告外なので答弁は求めません。

そういうことを申し述べておいて、るるいろいろ述べましたが、要は、町長にはもう指定されたのであれば、1年か2年遅れるのではないかという僕は心配と、それとソフト事業で最たるものと言えば小学校の件かなというようなところについてはいかがですか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員の再質問にお答えいたします。

もう指定されたのかということですが、令和4年度、4月1日からというふう
に報告が来ております。それで、和歌山県のその中にも美浜町は入っていないというのは、
4月1日からということなので、令和4年度で計画をしっかりと考えながら進めていきたい
というふうに考えております。

響きよくない、本当にそうです。先ほども答えたように、厳しい現実と受け止めており
ます。ソフト事業について、谷議員おっしゃったようにそういうことで進めて、そういう
小学校統合問題が出てくれば、そこにも補助金が今までの2分の1より10分の5、5が
出ると、そういうことにも活用できます。

ある町村週報というところに、新しい過疎法の意味ということで、やはりこの新しい過
疎法ができて、全国で半分が過疎という形で指定されたようです。その過疎法、新たに重
視したというのが人材育成、ALTなんか補助が出るやに書いてありました。そういう
ことを活用しながら、私も人づくりで、人材育成ができたらなというふうに考えておりま
す。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） ちょっと、答弁に何も不満があるわけじゃないんで、少しだけ1年
以上遅れるのか遅れないのかということと、今、町長も答弁で触れられましたが、市町
村数、新法、今回のでは820らしいです、指定は。全国全市町村が1,718、構成は
47.7%、しかし人口は8.9%、ただ面積が60%というような、だから過疎だとい
う話なんでしょうけれど、そういうことを触れながらも、少し遅れないのか。

当初はというか、去年、昨年、一昨年頃でしたら、そんな過疎債なんかというような自
分の思いはあったんですが、よくよく考えるとやはりこれはもっと深く積極的にという、
どんなに表現をしていいのかわかりませんが、そういうような観点に立って私もいろいろ
勉強もして、またご提言とか申したいなと思っておりますので、とにかく1年か1年半遅れない
のか、それだけお答え願えますか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） お答えいたします。

令和4年度で計画を立てていきます。もちろん、議会の議決も必要になります。早くて
9月の議会に間に合えば、議決はいただけることにはなると思うんですが、なかなかそ
こら辺まだちょっと今のところ、ひょっとしたらまた5年度で実施という形になるかもし
れません。そこら辺、また今後議員の皆様にもご相談しながら進めていきたいと考えてお
りますので、また皆さんご協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） もう3回しましたので、あれですけども、ひとつその辺スピーデー
ィーに、利用できるものがあるのであれば何でももうスピーディーに、その点は後ろの総

務課長の手腕にかかっているのかも分かりませんが、よろしく願いしてということをし述べて、では、2点目の質問にいきます。

2点目の質問は、煙樹ヶ浜松林についてであります。これも、施政方針の1つ目の分野目標、安心・安全で美しい生活環境のまちのうち、4点目に「この美しい自然を守り、後世に受け継ぐことが、私たちの使命であると思っている」とあります。

具体的な事業としましては、薬剤地上散布や樹幹注入、枯れ松の伐倒駆除、下草刈り、風倒木の除去、生活支障木の伐採等であり、従来どおりのものであります。

そこで、今回伺うことは、平成24年3月に財団法人日本緑化センターの日本の松原再生事業により策定された煙樹ヶ浜松林再生計画、副題ですが、煙樹の松の贈物いつまでもより、87ページ以降であります。地域連携活動に関する検討より、特に大きな7番目の松原再生計画の推進体制（案）につきまして、町長としてどのように捉えて、どのように考え、さらにはどのように対応していくのか答弁を求めます。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員の2項目、煙樹ヶ浜松林についての煙樹ヶ浜松林再生計画の実行にお答えいたします。

まず、煙樹ヶ浜松林再生計画については、平成23年度に煙樹ヶ浜松林再生計画策定委員会を発足し、今後の指針となるべき計画書を策定するべく、財団法人日本緑化センターの日本の松原再生事業により、煙樹ヶ浜の松林に関する再生計画書を策定し、改めて松くい虫防除に関する事項を精査、また維持管理手法や今後の保全体制の構築を図るとともに、松林を通じて地域の活性化が図れる計画を作成することを目的としたものです。

松の里制度については、78haの煙樹ヶ浜松林を35ブロックに分け、町内の全12地区と2小学校、1中学校、松林周辺の7事業所が分担して、担当するブロックのごみ拾いや下草刈りなどを実施しています。主に、町内一斉清掃、5月の第3日曜日やクリーン大作戦、11月の第3日曜日などを中心に活動しており、収集ごみの回収を行うなどの協力をしています。日頃は、幾つかのボランティア団体によりまして、松林内のごみ拾いや草刈りなどを実施していただいております、大変感謝してございます。

また、松の日（2月の第2日曜日）を定め、松林の間伐、下枝切り、植樹、松葉かきなど、煙樹ヶ浜保安林保護育成会を中心に実施しています。

なお、課題については、煙樹ヶ浜保安林保護育成会には約150名の会員がありますが、年々減少しているのが現状で、今後については、引き続き住民の皆様方の協力の下、活動を継続していきたいと思っておりますが、年々活動人数の減少を余儀なくされていますので、今後も煙樹ヶ浜保安林保護育成会をはじめとする地域住民の方々とも協議を重ねながら、松林等自然環境を長く後世に残していきたいと考えています。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 7番です。

これも、これをやれば問題ない、間違いないという決め手は、私の中にも持っておりません。私も、質問の中で述べたように地上散布とかいろいろな件も、もうここ10年、もっとかな、私が議員になってもう十数年ですから、ずっと同じ繰り返したと思います。特段新しい、目新しいことは。

それ以前に、先輩の議員さんからお聞きしますと、一番大きなのが何か樹種転換、西山のほうの松を伐倒して何かに変えた。それは、カミキリムシの飛翔距離の云々から鑑みて、西山であるとか例えば塩屋の海岸通りの松、そのあたりの話を、樹種を転換するというようなことも聞いたことがあります、効果についてはいろんな切り口があって、いろんな方がいろんなふうに述べているというのは理解しております。

ただ、一番思うのは、この再生計画の中でもあります。ゾーニング、これはもう徳川頼信公でしたか、ちょっとすみません、記憶が定かではないので、から始まった人工林であります。当初は、お殿様が始めたのか分かりませんが、美浜町の沿革かこの松林計画の中にもありますが、農民の方々が主になって植林を進めていって、この松林が出来上がっていったやに記載があります。

これも先輩議員に聞いたんですが、煙樹ヶ浜の松林はいわゆる官地民木ですよ。上の松林は美浜町のもですよ、ですよ。ですから、もう美浜町が主体と思って、本当、自己の物件としてなぜ美浜町だけの判断でできないのか、隔靴搔痒と申しますか、そういういら立ちをずっと持っておりました、議員になってから。いろんな保安林であるとか、健康何とかとか、もちろん松くい虫の防除自体も、2回は県からの防除命令が出てということで県費になるのかな。1回は美浜町の持ち出しというか、美浜町の自費でやっていると。

何か、美浜町の松林なのに、美浜町が本当に何でか主体性になってやっていないようなことはないんでしょうけれども、そんな気がしてならないのは私の偽らざる気持ちです。

そこで、これの91ページ、一番最後のほうに、現在の何かいろんな相関図みたいなものを書かれていまして、その中に実線は既に美浜町と煙樹ヶ浜保護松林育成会との関連ならもう実線でそれがリンクしていると。この中に挙げられるところで、リンクしていない破線の将来的に構築を検討する新たな連携というふうな提言をされていますが、このあたりについては何か行動されたのか。

また、いやいやこの団体は違うのというような今は意見になっているのかとか、このプランについて何か検討されているのか、されていなかったら仕方ないんですけども、町長、今の答弁最後のほうで述べられたように、どうしても参加する人数、保護育成会の方に限らず、この松林の保護育成に関していろんな立場、いろんな団体の方の参加人数がだんだん右肩下がりというか、減少しているのに問題点を感じられて、その辺も考えながら長く後世にということでもありますので、そういうことからの観点であれば何をどうしろというんではないんですが、僕は美浜町がお手伝いとか協力しているとか、そういうことではなくて、やっぱり美浜町自体が、これは私の独善かも分かりませんが、保護育成会

を主催するような気持ちでやらないと、現実は無理。無理難題を申し上げると何も始まりませんので、現実はかなり難しい問題ではないのかと思いますので、そのあたり、この時点ではこのような連携の、今、連携のことを聞いたんですが、現状しているのか。それと、今後当然、私の意見としては不十分だろうというところでもありますので、町として主体というか、もう町がするということにはなれないんですか。

それと、もう一点、自分の考えばかり述べているようで、まとまりつかないですけども、要はこの松林再生計画、手前みそですが、私が時の担当の課長等にすごく申し入れて始まったことで、何か民間の補助金を頂いてやったのは初めてに近いんじゃないかみたいな、そういうことも申しただけでしたが、結局これをすると僕、間伐が進むと思ったんですね。胸高直径10cm、15cmを切るようで、樹高が5mぐらいあるような松はもうどうしようもないんだと、この中では手後れ松というような表現ありますが、そういうことの伐採に、これを論拠の下に県に許可を求められると思ってこれを進めろとしたんですけども、結局そんな動きはこれっぽっちもないやに私は思っていますので、その辺、何かちょっと取り留めのない、この松林の思い入ればかりの話をしたような感じはありますが、その点、町長と僕の考え、そごがありますかね。何か、今のことを全部含めてご答弁願います。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員の再質問にお答えいたします。

私も、この計画については谷議員のご提案があった、いただいたというふうに伺っております。先ほどからご指摘いただきました件については、確かにできていないところもございます。新しいことも、目新しいこともできていないかと思えます。

それでも、町主体でということなんですけれども、やはりその禁伐指定前提とした管理等ございますので、やはり今後も県と調整、協議しながら、進められるところから進めていきたいと考えているところでございます。

議員の皆様にも、ご協力をお願いすることもあると思いますが、そのときはどうぞよろしく願いいたします。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 進められるところは進めていくと答弁していただいたんで、あまりどうこう申し上げることはないんで、とにかく一番の原因は、先ほどのところで申し上げたらよかったんですが、松林が入る必要性が住民の方がなくなったからですよ、ぶっちゃけて言いますと。昔は、いつももう松の根元は砂が見えていた。私は、松原のほうの出なので、浜ノ瀬から松洋中学の下辺りまではよく鮮明に覚えています、とにかく松の木があつて、もう砂、松葉があんなにたまっているというのは見たことないです。この中の指摘もありますし、議員当選当時の産業建設常任委員会の中でも、松林の富栄養化ということが大変問題になっておりましたし、昔はそれが皆さん有効利用されているので、住民の方が松林に親しく入られて、全て撤去されていたという文化があったので守ってこれ

たんだというふうに、先輩の議員からもよく聞いたんですけれども、そうすると、町長、今やれるところからいうその中の一つに、何て思いつかないんですよ。松葉を、松林の中に入っていろいろするという、何か目的なりそういうのを思いついたらまた全然違うんじゃないんでしょうかね。

昔はよく議員の中でも、さらいを何本かステーション席に置いておいて、来た人がぱっぱとかいていただいて集めるところを何か所かつくったらとか、またそういうふうな観点でボランティア的に集めていただいたら、何か何とか券を発行して、それがたまればまた何かになるとか。何か何かばかりで申し訳ないですけども、そんなふうとにかく松林に入って松葉をとるか、あそこの、とにかく今はもう官費を使って、作業員の方にもうたくさんしていただいていますので、昔から見たらもう全然違います。松洋中学校から自衛隊までの道からも海が見えますのでね。あれは、もう全然見えませんでしたし、またそこから県道側も見えます。

確かによくはなつたと思いますが、松葉は残っていますよね。下地の地面が見えませんが、その辺も含めて今の目標なり何とか券なり、それと要は保護育成の活動に参加していただく方を増やす、そこのほうに重点を向けて、できることをやっていくというのが重要と考えますが、大まかな質問で恐縮ですが、そんなふうに住民の参加を促す、もちろんもう町、我々議員も主体となって進んでいくというようなことを進めていくべきと思いますが、その点最後にもう一度、同じような質問で恐縮ですけども、お願いいたします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員にお答えいたします。

谷議員おっしゃることは分かります。ただ、私も職員と面談しまして、担当者もやはりこの松林の中を美しくしていきたいんだというようなお話も伺いました。もちろん、遊歩道、最近ちょっと荒れてきています。やっぱり、そういうのも美しくして、みんなが入ってもらえるような松林にしたいというような熱い思いも語ってくれました。

だから、作業員ももちろん、もう皆さん慣れてきまして、1年かからんうちに下草刈りもやってくださっております。それから、今回2年間、なかなか松の日に皆さん出ただけという機会がなかった、それで松葉もたくさん多分落ちたと思うんですが、今後、そうやって進めていけるように、私も努力していきたいと思います。

以上です。

○議長（谷重幸君） しばらく休憩します。再開は1時30分です。

午前十一時十五分休憩

—————・—————

午後一時三〇分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

8番、森本議員の質問を許します。8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） こんにちは。ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告

に従って一般質問を行います。

インボイス方式が与える影響についてということにです。

2019年10月から消費税率が10%に引き上げられました。この増税に伴って、2023年10月からインボイスが導入されることになっています。今、このインボイスの導入について、多くの問題が指摘されています。

インボイスとは、取引の金額や年月日、品目、消費税額などに加え、事業者ごとの新たに国税庁に登録し割り振られた事業者番号が記入された請求書や領収書のことです。

インボイス制度、適格請求書等保存方式などと呼ばれていますが、仕入れ税額控除を受けるための新たな制度です。納税のために仕入れ税額控除額を計算するとき、インボイスに記載された消費税額を合計し、計算することになります。商品を販売したり、サービスを提供したりして、消費税を受け取るたびに相手にインボイスを渡します。このインボイスがなければ、仕入れ税額控除は受けられません。そして、受け取ったインボイスは7年間にわたって保存していくことが義務づけられています。

基準期間の課税売上高が10,000千円以下であれば、消費税の納税が免除されていた免税業者がインボイス制度の登録業者になれば、売上高にかかわらず納税義務が発生します。零細業者にとっては、事務的な負担、もちろんですが、非常に大きな負担になります。

一方、消費税の仕入れ税額控除を受けるためにはインボイスが必要となりますので、そのことから、免税事業者は請求額の引下げを求められたり、取引を避けられることなども予想されます。インボイスの登録業者になってもならなくても、免税事業者には従前より大きな負担がかかることとなります。正常な活動が成り立たなかったり、廃業せざるを得ないことにもなると指摘されています。

日本商工会議所や全国中小企業団体中央会、日本税理士会連合会など様々な団体や個人から、制度の廃止や実施の延期を求める声が上がっています。

この方式や制度に関わって質問をいたします。

1つ目、町内の事業者で、免税事業者はどういう業種でどの程度ありますか。

2つ目、現在、免税事業者が課税事業者として登録すると何が変わるのか。

3つ目、様々な業者や団体からこの制度導入に不安や問題が指摘されていますが、どう思われますか。

4つ目に、このインボイス制度の延期や中止を求めないのか、見解をお伺いいたします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 森本議員の1項目、インボイス方式が与える影響についての1点目、町内の業者で、免税業者はどういう業種でどの程度あるのかについてお答えいたします。

令和5年10月1日から複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が導入されます。

適格請求等保存方式の下では、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である適格請求書発行事業者が交付する適格請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。

議員からのご質問でございます町内の業者で免税業者はどのような業種でどの程度あるのかについてでございますが、どの程度あるかは把握してございません。

2点目、現在、免税事業者が課税業者として登録すると何が変わるのかについてお答えいたします。

免税事業者が課税事業者として国に登録することにより、国から登録番号が振り出され、それが消費税を納めている事業者として公的な証明になり、請求書や領収証に印字され取引に使われるようになります。もちろん消費税の申告、納付の義務が生じます。

3点目、様々な業者や団体からこの制度導入に不安や問題が指摘されている。どう思うかにお答えいたします。

この制度については、業種、業態にもよりますが、まずは制度を知り、事業者登録を行うのか、行わないかを経営者自らが選択する必要があると考えます。

美浜町商工会では、少しでも不安を払拭しようと、昨年8月にインボイス制度のセミナーを開催したと聞いております。制度を知るといった意味でも、もう少し対象者を広げた形で再度セミナーを開催する計画があると伺っております。

4点目、インボイス制度の延期や中止を求めないのか見解を聞くにお答えいたします。

インボイス制度について、国レベルでは新型コロナウイルス感染拡大の影響で事業者が厳しい状況に置かれている中、同制度の延期を求める声があるのも承知しております。しかしながら、消費税の公平性を高めるといった観点から、この制度に対し、町として延期や中止を求めるものではないと考えてございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） ありがとうございます。

このインボイス方式についてなんですけれども、前段でもちょっと説明いたしましたですけれども、この選択、免税事業者になるかどうかということについても、随分とそのことを選択するのに、判断するのに非常に難しいということは答弁の中でもありましたですけれども、やっぱりそのようなもので、なぜそのような形で問題となってくるのかというところがやっぱり問われています。

答弁の中で、この町内の事業者の方での影響及ぶ範囲というかな、そういうことについてどの程度あるのかについては把握していないということなんですけれども、大きな影響があると言われているこの制度に関わる町内の事業者が出てくることについて、やはり心を寄せておく必要があるんじゃないかと思うんです。

そういったことで、この把握していないということについては、把握する方法がないのか、それとも必要がないのか。また、状況を把握しないということについてどう思われているのかお聞きしたい。

2つ目に、消費税の先ほどの答弁の中で、インボイス制度の中止を求めないかということにつきまして、消費税の公平性を高めるといった観点から、この制度に対し求めるものでないと考えていますということでしたけれども、この消費税の公平性と言われていなくても、消費税のかかる率が同じであって公平であるかもしれん。しかし、そのことが実施されたことによって、実質の経済活動に対する中での生じる結果については随分異なって、その状況は大きく違って公平ではありません。

免税事業者が課税事業者になりますと、納税義務が生じます。この問題は、そのことによってどういう変化がその事業者等に起きるかということがあります。

この制度では、免税事業者の多くが結果的には課税業者を選択するのではないかなとも言われています。つまり、免税事業者として認められてきた意義が実質的になくなるといふことでもあります。経済活動において、零細事業者の存在状況が存在することは避けられない実情です。零細事業者が活動できるように、この免税制度というのは認められているわけです。ならば、零細事業者を守るための措置でもあったわけです。この課税事業者になることで、その対応についての事務活動への増加、また機器やソフト面の負担、そして何よりも消費税納税の義務が生じてしまう。当然、活動が逼迫することは目に見えるようで、事業者を廃業に追い込まれたりにつながることも思えます。このことによって、また住民の生活を後退させて、中には生きる意欲を失わせてしまうことにもなるのではないかと考えるのですけれども、そのあたりの認識についてはいかがですか。

この2つの点についてお伺いしたいと思います。

○議長（谷重幸君） 税務課長。

○税務課長（谷輪亮文君） 森本議員のご質問にお答えします。

まず、事業者がどんだけあるんか把握できてるんか、できないのかという話なんですけれども、これまあ、消費税、一応国税なんで、美浜町のほうではどんだけ免税・課税事業所があるんかというのは把握できていないというんが実情なんです。

ただ、美浜町においては、事業者数なんですけれども、これも、営業、農業、漁業を合わせまして約250弱。これまあ、あくまで課税している分だけなんですけれども、この中でどんだけ課税であるか、免税であるかというんが、ちょっとうちの税じゃないんで分からないというのが実情でございます。

そのほか、課税から、免税から課税になったらどうなるんかという話なんですけれども、確かに事業の業種によっては物すごく苦勞する業種もあると思うんです。ただ、今、うちもいろいろ税務署とかに聞くんですけども、農業者等で、農協にしか出荷しないとか卸売業者にしか出荷しない業者については、インボイスは基本関係ないというふうに聞いております。それと、漁業者でも漁会に卸す分については別に問題ないという格好なんです。何がかわるかと言いつたら、その取引先からインボイスを求められるかどうかという話なんです。だから、今、一番問題なんが、外交員とか一人親方というんがかなり影響が出るんかなというふうに考えてございます。

また、税務署におかれましても、6月頃にまたインボイスの説明会も開催するというふうに聞いておりますので、またそこで見識を深めたいと思います。

以上です。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 森本議員の再質問にお答えいたします。

課税事業者になることで消費税納付する義務が生じる、もちろんそのとおりでございます。業者にも事務的にも結構大きなものであるとは感じるんですけども、もともと消費税をもらっている人が消費税を納めるというのが本来だと思っておりますので、そこはもう消費税を取っている業者さんについては納めていかなければならないのかなというふうには感じております。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 消費税を納めるのが普通であるということでありまして、事業をする上においては、やはり免税業者を認めてあるというふうなことが今のところですよね。それ、やっぱりそういうふうな事業が成り立つような状況を、その消費税を納める中でもそれを守っていくような状況をつくってあるわけです。この新たな制度に加わることによりまして、大きくそれを突き崩してしまうということになってしまうということが読み取れるんじゃないかな。そういう中でのところをもう少し認識してもらえらる必要があるんじゃないかなと、私、思うんです。

このいろんな業種の人を対象になってくるという中でありますけれども、答弁の中で、一人親方と言われましたですけども、例えば、聞く中では、英会話学校の教師とか、それから塾の講師、それから保険・損保等の代理店のところとか、一人親方の建築等の下請さんとか、貸家とか駐車場の経営、ヤクルトレディーさんとか、それからシルバー人材センターの会員さん、そういったところにも影響を及ぼしていくというふうにも聞いています。そういうふうにかなり広範囲ではないかなと。

フリーランスの白書2020というのがあるんですけども、そういった中では、大体、全国ではこの対象となる10,000千円以下、期限内の売上げが10,000千円以下の事業所については約10,000千円ではないかなというふうにも言われているんですね。相当な部分でこの町内にもかかってくる分ではあるんじゃないかなと思います。

そこで、シルバー人材センターの会員さんとか、それから産直市場に出荷されている農家さんなどにも影響があるのではないかなとも言われているわけですけども、それらについてはどう思われるか、お伺いしたいと思います。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 森本議員にお答えいたします。

どう思われるかということでございますが、とにかく取引相手から求められれば、適格請求書を発行せざるを得ないということになっておりますので、やはりもう、経営者自らが選択する必要があると思いますので、そのようにやっていただきたいと。それで、美浜

町の商工会のほうでも、そういうセミナーを再度するというふうにも聞いておりますので、そういうセミナーを聞きながら進めていただきたいと考えてございます。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 質問ではありませんけれども、1つ紹介をして、ぜひともこのインボイス方式についてのことについて意見を求めていきたいと思います。

今、先ほどいろいろな業界・団体からもそれを求める声が出ているということでもありますけれども、この和歌山県議会のほうでも、今、この制度について意見書が12月議会には上がってきました。採択されましたですけれども、ちょっとそこを紹介しておきます。

シルバー人材センターに対する支援を求める意見書ということですが、抜粋しながらですけれども「このシルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された団体であり、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献している」と。飛ばしまして、「人生100年時代を迎え、国をあげて生涯現役社会の実現が求められる中、報酬よりも社会参加・健康維持に重きをおいた「いきがい就業」をしているセンターの会員に対して、形式的に個人事業者であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいを削ぎ、ひいて地域社会の活力低下をもたらすものと懸念される。センターにとっては、新たな税負担はまさに運営上死活問題である。」そのような意見を出しています。

ぜひとも大きな影響を与えるこのインボイス方式について、非常に地域に与える実情はどうか、それからそういうことを調べていただき、また声を、同様に、この制度が延期されたり中止されるようなことを求めていただけたらと願ひまして、この質問については終わります。

2つ目の質問です。

空き家・廃屋の現状と状況と対応についてです。

全国的に空き家数が激増しています。2018年総務省の調査では、20年間で1.5倍の849万戸に増加し、うち、一戸建て住宅は240万戸とも報告されています。空き家率で和歌山県は全国2番目に多く20.3%、全国平均は13.6%、一戸建て住宅は全国平均5.6%の中11.2%で全国3番目に多い状況です。

放置された空き家により、環境問題、犯罪の誘発、防災性の低下等々様々な問題が発生し、全国でも大きな課題となっています。

美浜町内でも切実な問題として上がっています。区長会からも重大な課題として町に対応の申入れもありました。今でも様々な議員も質問に上げてらっしゃいます。

居住者なしで長年放置されていることで、倒壊や崩壊、外壁・屋根の落下、窓や扉の傷みや崩壊、また樹枝の越境、雑草の繁茂等々が起きています。道路や隣家に崩壊物が散乱したり、樹枝・草木が道路に広がり交通安全上の問題の起因となったりの影響を及ぼして

います。自然災害の被害を広げる要因となることもあります。また、害獣の住まいとなってしまうこともあります。人口減少、高齢化の進む現状から、空き家数も増加することも予想されます。

町としても、一定法令に基づいて対応し、ご努力されています。このことには敬意を表します。

撤去の行政による代執行が非常に困難な現状です。しかし、空き家による被害が起こらないように、できるだけ早く対応していくことが求められます。

そこで質問ですが、1つは、町内の現状と対応の段階、取組の状況はどうなっていますか。

2つ目、全国では、道路法や災害対策基本法等に基づく対応事例もあります。町内での事例はありますか。

3つ目、緊急安全措置として条例により対応していくことも考えていいのではないかと、そのことについて見解をお聞きします。

4つ目に、撤去費用等の立替えや土地の購入などによる対応はできないものか。

以上、4点についてお伺いいたします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 森本議員の2項目、空き家・廃屋の現状と対応についての1点目、町内の現状と対応の段階、取組の状況はどうなっているかにお答えいたします。

町の空き家等の対策といたしましては、まず、古家解体支援事業及び耐震改修補助事業により、所有者による自発的な古家の現地建て替えを促進しております。

また、倒壊の危険があるなど、周辺に影響のある空き家等については、所有者に現況の写真と文書等を送付し、何かあった場合は損害賠償を負うことがありますので、早急に対策を講じてもらえるようお願いしています。その後、対応がない場合については、美浜町空家等対策計画及び空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空き家等の状況に応じて特定空き家等への指定を実施するとともに、助言・指導を行っております。

今年度中にはもう一步踏み込み、勧告を実施する予定となっております。

2点目、全国では道路法や災害対策基本法等に基づく対応事例がある。町内での事例はあるのかにお答えいたします。

当町での道路法に基づく対応といたしましては、道路法第44条の2に基づき、道路に飛散した空き家等の一部を撤去した事例や、撤去を所有者に依頼した事例が令和3年度においては3件ございました。

また、災害対策基本法に基づく対応につきましては、過去5年間に実績はございません。

3点目、緊急安全措置として条例により対応していくことも考えてもいいのではないかと、見解を聞くにお答えいたします。

現在、町では、美浜町空家等対策計画及び空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき対応してございますので、新たな条例による対応は、現時点においては考えてござい

せん。

4点目、撤去費用等の立替えや土地の購入などによる対応はできないのかにお答えいたします。

町が空き家等の撤去費用の立替えをできないのかということですが、行政代執行の問題点とも共通しますが、空き家等の所有者の多くは、高齢であったり、経済的に余裕がないことも多く、立て替えた費用を回収することができないことが考えられます。

今後も、美浜町空家等対策計画及び空家等対策の推進に関する特別措置法に基づいて対応していきたいと考えております。

また、土地の購入につきましても、購入する土地の利活用のめどがない限り、その後の土地の管理が町にとって大きな負担となることが考えられるため、現時点で考えてはございません。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） では、再質問に入ります。

答弁の中にもありましたですけれども、空き家等の所有者の多くは高齢者であったり、また経済的に非常に余裕がないということが多く聞かれますけれども、でも、解体撤去の意思があっても非常にこのように困難があり踏み込めないということだということに思うんですね。全体の、例えば解体撤去ということまでもなくて、周囲に影響を及ぼす部分の改修とか補強、部分的な解体とか、囲いやシート等で覆うとか、樹木の伐採の撤去等、緊急的に安全措置が取れるような、そんなこともできると一歩進むのではないのでしょうか。

そのような対応で、経済的に困難な所有者がより踏み込みやすい制度や方法を検討することは有効だと考えるんですけれども、全国では、この緊急安全措置として、空き家の状態に起因して、人の生命、身体、または財産に被害が生ずるおそれがあり、かつ当該被害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該被害を防止するために必要な最小限度の措置を講ずることができるといったような条例を基に、危険箇所の解体、補強、剥落した外壁材や屋根材等の撤去・移動、通行等に支障のある枝葉の伐採、飛散のおそれのある屋根材の打ちつけや撤去、飛散防止のシートやネット等の設置による養生等を行政が実施している自治体があります。また、かかった費用を所有者等から徴収することもしちやある条例もあり、分割納付で対応するなどしているところもあります。

そのような状況のこの現在美浜町が進めています計画、美浜町空家等対策計画及び空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく中でのこのような経験というのはあるのでしょうか。また、既に自治体はこの行ってある例についてどう思われますか。その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 森本議員にお答えいたします。

かかった費用を分割でというような行政もあるということですが、行政代執行をして何

百万も返してくれないというような行政もあるようです。私どもは、今年度中に勧告まで実施する予定でございます。その後、また命令、行政代執行といった措置も考えてございますが、今後、機構改革により、防災まちづくりみらい課と一緒に考えながら進めていきたいと思っておりますので、まだこれが始まったところと言ったらおかしいのでしょうか。やっところまで踏み込んできたということでございますので、もう少し見守っていただけたらというふうに考えております。もちろん、安心・安全、人の命というのが大事なことは、本当に私もそういうふうに考えておりますので、そこら辺まだまだ考えていけないことがたくさんありますので、その辺、見守っていただきたいと考えてございます。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） ちょっと私も聞き方が悪かったかなと思いますけれども、完全な解体撤去という、代執行による、そういったものだけじゃなくて、その部分的に、例えば、外に被害が及ばないような状態に取りあえず確保できると。一定その所有者さんも取組やすいというのかな。手を出してできるふうな状態のそういう対応というのかな、そういうふうな検討があってもいいのではないかなという意味なんです。

そういったことで、そのような経験が今のところ美浜町にはあるのかということでお聞きしたかったわけです。それについてももう一度お聞きしたいと思うんですけれども。

もう一つは、空き家解体等を所有者に進めていく場合に、気になるところがちょっとあるわけですね。一方的に、財政のことなどでやっていただきたいということなんですけれども、そのときに、所有者自身の生活状況を困窮させたりすることにつながってしまう場合もあるかと思うんです。そういった動向で、所有者の状況を十分把握しながら対応していくということが必要でもあるのではないかなと思うんです。その辺について、ちょっとお伺いしたいなと思います。

以上、2点お願いします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 部分的に手を出してやっていくということはあるのかということですが、道路の近くでしたら、うちの産業建設課の職員が全部出て、いろんな対応をしているところでございます。ただ、ブルーシートをかけるとか、そこに何かを手だてするとか、そういうことは今のところはないんですけれども、やはり住民さんに迷惑かかる部分については、職員が出て、その土地の中へ入れたり、そういうことはしております。

それから、所有者の生活の困窮ということでございますが、やはりご近所の迷惑ということにもなっておりますので、それは行政のほうから、やはり写真つけてこういことになっております、お願いしますということで、私ども、一例ですけれども、私の隣のおうちもそういう感じで、住民、周りの住民さん皆さんで取り組んで、今、撤去していただいた。その方も、なかなかお金がないのでできないということだったんですけれども、やはり周りのみんなで一致団結して文書を出したり、そういうことも続けながらやりまして、撤去していただいたというような例もありますので、やはり周りの人がもしもけがをする、

そうなるとその人の責任というのが問われますので、そこら辺も所有者は考えていただきたいなというふうに考えております。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 最後に、できるだけよりよい、当然住民さんに迷惑かかるような状況というのは何とかせなあかんというところなんですけれども、それはもう大前提ですけれども、できるだけそういった形が、撤去が進みやすいような手だてというのかな、それもまたひねり出していただいて、取り組んでいけたらいいんじゃないかなということをお願いしまして、質問を終わります。

○議長（谷重幸君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後二時〇七分散会

再開は、16日水曜日午前9時です。

お疲れさまでした。